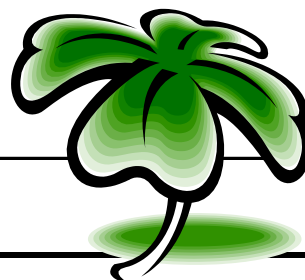


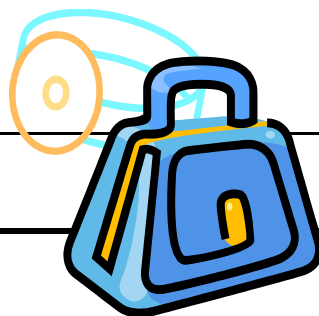
4、医療費の負担を減らすには

障害者医療費	
内容	病院などで診療などを受けた際に、支払窓口での自己負担分が軽減されます。入院時の食事療養費や保険適用外のものは対象外です。
対象者	①身体障害者手帳 1 級～ 3 級の方 (じん臓機能障害の場合は 4 級 進行性筋委縮症の場合は 6 級まで対象) ②療育手帳 A 判定、B 判定の方 ③自閉症状群と診断されている方 ④精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・健康保険証 ・認印
窓口	住民福祉課 76-0503

母子家庭等医療費	
内容	病院などで診療などを受けた際に、支払窓口での自己負担分が軽減されます。入院時の食事療養費や保険適用外のものは対象外です。児童が施設入所している場合や、一定の所得を超える場合などは助成が受けられません。
対象者	配偶者が一定の障がいの状態にあり、かつ 18 歳未満の児童を監督・保護している方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・健康保険証 ・認印 ・所得証明書(転入された方)
窓口	住民福祉課 76-0503



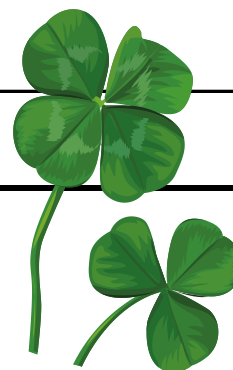
精神障害者医療費 (精)	
内容	精神疾患にかかる診療などを受けた際に、支払窓口での自己負担分が軽減されます。 ※→P 16の例1を参考にしてください。
対象者	自立支援医療(精神通院)を受給している方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療費受給者証(精神通院) ・ 健康保険証 ・ 認印 ※入院の場合は、医療費を一度お支払いいただいた後、領収書と、口座番号の分かるものを持参してください。後日振り込みにてお返しします。(医療費とは、食事療養費や保険適用外のものを除いた自己負担分です。)
窓口	住民福祉課 7 6 - 0 5 0 3

後期高齢者福祉医療費 (福)	
内容	病院などで診療などを受けた際に、支払窓口での自己負担分が軽減されます。入院時の食事療養費や保険適用外のものは対象外です。
対象者	障害者医療費又は母子家庭等医療費又の対象となる方で、後期高齢者医療制度に加入された方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ・ 健康保険証 ・ 認印 
窓口	住民福祉課 7 6 - 0 5 0 3

4、医療費の負担を減らすには

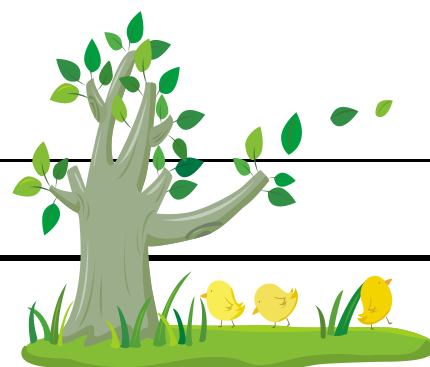
東栄町精神障害者医療費	
内容	精神疾患にかかる診療などを受けた際の自己負担分が助成されます。(精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方も対象となります。) ※→P16の例2を参考にしてください。
対象者	①自立支援医療(精神通院)を受給している方 ②精神病院又は精神科に入院している方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・精神疾患にかかる診療での領収書 ・認印
窓口	住民福祉課 76-0503

自立支援医療費(精神通院医療)	
内容	精神疾患にかかる診療などを受けた際に、支払窓口での自己負担分が1割に軽減されます。 ※→P16を参考にしてください。
対象者	精神疾患を有し、通院により継続的な医療を必要とする方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・診断書 ・健康保険証 ・通院している病院と薬局の連絡先が分かるもの ・認印 ・個人番号がわかるもの
窓口	住民福祉課 76-0503



自立支援医療費(更生医療)	
内容	身体障害者手帳に記載された障がいに関して、身体機能の回復を図る為に必要な医療を受けた際に、支払窓口での自己負担分が1割に軽減されます。対象医療が定められていますので、申請前に一度ご相談ください。
対象者	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・意見書 ・健康保険証 ・通院している病院と薬局の連絡先が分かるもの ・認印 ・個人番号がわかるもの
窓口	住民福祉課 76-0503

自立支援医療費(育成医療)	
内容	身体障害者手帳に記載された障がいに関して、除去や軽減手術などの治療によって生活能力を得るために必要な医療を受けた際に、支払窓口での自己負担分が1割に軽減されます。
対象者	18歳未満であって、身体に障がいのある児童
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・意見書 ・健康保険証 ・納税証明書 ・認印 ・個人番号がわかるもの
窓口	住民福祉課 76-0503



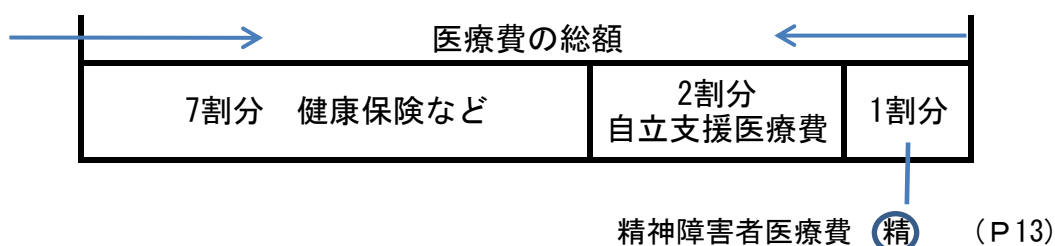
4、医療費の負担を減らすには

～精神疾患に関する医療費助成制度の利用の仕方～

例1

自立支援医療費受給者証を持っていることが前提です！

自立支援医療費受給者証をお持ちの方は、精神疾患にかかる診療を通院で受けた場合に限り、窓口での自己負担額は0円になります。

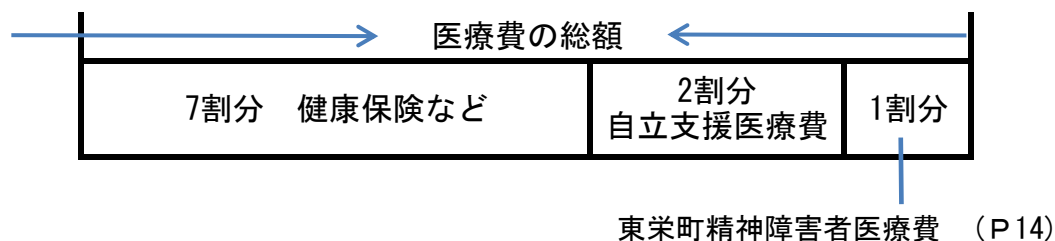


- ①まず、全体の医療費のうちの、7割分は、健康保険等から支払われます。(残り3割)
- ②自立支援医療費受給者証をお持ちの方は、自己負担額が1割に軽減されます。(残り1割)
- ③精神障害者医療費 (精) により、残りの1割分も免除されます。
→ 窓口での自己負担額は0円になります。

例2

自立支援医療費受給者証を持っていることが前提です！

自立支援医療費受給者証をお持ちの方で、精神疾患にかかる診療を県外の病院等で受けた場合は、一度自己負担額のお支払いいただきますが、後で役場で手続きすると、支払った自己負担分が返ってきます。



- ①まず、全体の医療費のうちの、7割分は、健康保険等から支払われます。(残り3割)
- ②自立支援医療費受給者証をお持ちの方は、自己負担額が1割に軽減されます。(残り1割)
- ③医療機関の窓口で、1割分をお支払いいただきます。
- ④1割分を支払った後、領収書を役場へお持ちいただき、東栄町精神障害者医療費支給の申請をしていただくと、後日1割分を指定の口座に振り込みいたします。

→ 一旦1割分はお支払いいただきますが、後でお返すするため、結局、自己負担額は0円になります。